

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた
家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

(b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋 (平成・令和 年 月 日 { (ハ) 新築 }
{ (ニ) 取得 }) が

この規定に該当するものであることを証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	千葉県大網白里市
構造	造 ぶき 建
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売 買 (2) 競 落
建築年月日	平成・令和 年 月 日

令和 年 月 日

千葉県大網白里市長 金坂 昌典